

## 議案第71号

取手勤労青少年体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

取手勤労青少年体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手勤労青少年体育センターの使用料の額を見直すほか，文言の見直しその他所要の整備を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手勤労青少年体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

取手勤労青少年体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の不承認)</p> <p>第5条 市長は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当すると認められるときは、体育センターの使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>体育センター</u>の管理上特に支障があるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>、市長が<u>使用させること</u>を不相当と認めるとき。</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、第4条の規定により使用の承認を受けた者が、<u>次の各号のいずれかに</u>該当する場合は、その承認を<u>取り消し</u>、使用を制限し、若しくは停止し、<u>又は退館を命ずることが</u>できる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>、市長が体育センターの管理上、特に支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料の額等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用の不承認)</p> <p>第5条 市長は、<u>次の各号の一に</u>該当すると認められるときは、体育センターの使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>スポーツセンター</u>の管理上特に支障があるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前各号のほか</u>、市長が<u>使用させる事</u>を不相当と認めるとき。</p> <p>(使用承認の取消等)</p> <p>第6条 市長は、第4条の規定により使用の承認を受けた者が、<u>次の各号に</u>該当する場合は、その承認を<u>取消し</u>、使用を制限し、若しくは停止し、退館を命ずることができる。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>前条各項のほか</u>、市長が体育センターの管理上、特に支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 使用料は減免しない。ただし、市長がスポーツ増進、社会教育の向上、その他公益上必要があると認めるときは、使用</u></p>

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) (略)

(2) 使用日前日までに使用の取消しを申し出たとき。ただし、第4条第1項ただし書の規定に該当する場合には、この限りでない。

第10条及び第11条 (略)

(損害賠償)

第12条 使用者は、体育センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

料を免除することができる。

第8条 すでに納入した使用料は還付しない。ただし、次の各号に該当する場合、使用料の全部又は、一部を還付することができる。

(1) (略)

(2) 使用日前日までに使用の取消しを申し出たとき。ただし、第4条第1項ただし書の場合は、この限りでない。

第9条及び第10条 (略)

(損害賠償)

第11条 使用者は、スポーツセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときはこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第12条 市長は、体育センターの管理を委託することができる。

別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

区分	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで
使用料	600円	1,000円	1,250円

備考 使用時間の区分が2以上にわたる場合にあっては、それらの合算額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。